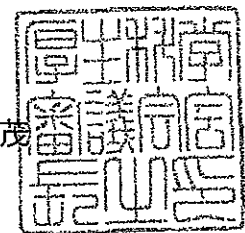


厚科審第18号  
平成20年10月23日



生活衛生適正化分科会分科会長  
井原 哲夫 殿

厚生科学審議会会長  
久道 茂



理容業、美容業、クリーニング業、興行場営業及び飲食店営業（すし店）の  
振興指針の改正について（付議）

標記について、平成20年10月23日付厚生労働省発健第1023001号をもって厚生  
労働大臣より諮問があったので、厚生科学審議会運営規程第3条の規定に基づき、  
貴分科会において審議方願いたい。